

岩手県事務委任及び代決専決規則別表第1に規定する別に定める補助金又は交付金のうち保健福祉部に係るもの（平成20年岩手県告示第251号）の一部を次のように改正する。

平成24年8月14日

岩手県知事 達 増 拓 也

改正前		改正後	
室課名	事業名	室課名	事業名
[略]		[略]	
健康国保課	在宅酸素療法患者酸素濃縮器使用助成事業費補助、重度心身障がい者（児）医療助成医療費補助、岩手県調整交付金、乳幼児、妊産婦医療助成医療費補助、ひとり親家庭医療助成医療費補助、 <u>特定疾患治療研究事業市町村事務処理交付金</u> 、難病患者等居宅生活支援事業費補助、健康増進事業費補助及び腎不全対策医療設備整備費補助	健康国保課	在宅酸素療法患者酸素濃縮器使用助成事業費補助、重度心身障がい者（児）医療助成医療費補助、岩手県調整交付金、乳幼児、妊産婦医療助成医療費補助、ひとり親家庭医療助成医療費補助、 <u>保健師等人材確保支援事業費補助</u> 、 <u>被災者健康づくりサポート事業費補助</u> 、 <u>特定疾患治療研究事務委託交付金</u> 、難病患者等居宅生活支援事業費補助、健康増進事業費補助及び腎不全対策医療設備整備費補助
地域福祉課	岩手県社会福祉事業団自立化支援事業費補助、岩手県社会福祉事業団経営自立化支援交付金、岩手県社会福祉協議会運営費補助、ボランティアセンター活動費補助、社会福祉経営サポート事業費補助、地域福祉等推進特別支援事業費補助、日常生活自立支援事業費補助、福祉サービス苦情解決事業費補助、生活福祉資金貸付事業推進費補助、生活福祉資金貸付金利子補給補助、民間社会福祉施設職員等退職手当共済事業費補助、市町村民生委員協議会活動費補助、更生保護研究事業推進費補助、住宅手当緊急特別措置事業費補助、地域支え合い体制づくり事業費補助、生活保護受給者就労支援事業費補助、被災生活保護受給者生活再建サポート事業費補助、被災者等自立支援事業費補助及び災害援護資金貸付金利子補給補助	地域福祉課	岩手県社会福祉事業団自立化支援事業費補助、岩手県社会福祉事業団経営自立化支援交付金、岩手県社会福祉協議会運営費補助、ボランティアセンター活動費補助、社会福祉経営サポート事業費補助、地域福祉等推進特別支援事業費補助、日常生活自立支援事業費補助、福祉サービス苦情解決事業費補助、生活福祉資金貸付事業推進費補助、生活福祉資金貸付金利子補給補助、民間社会福祉施設職員等退職手当共済事業費補助、市町村民生委員協議会活動費補助、更生保護研究事業推進費補助、住宅手当緊急特別措置事業費補助、 <u>地域支え合い体制づくり事業費補助</u> 、 <u>福祉コミュニティ復興支援事業費補助</u> 、生活保護受給者就労支援事業費補助、被災生活保護受給者生活再建サポート事業費補助、被災者等自立支援事業費補助及び災害援護資金貸付金利子補

[略]	給補助 [略]
備考 改正部分は、下線の部分である。	